

## Ⅱ． 審査会によるモニタリング



## Ⅱ. 審査会によるモニタリング

### 1. 制度の概要及び実施状況

#### (1) 審査会の法的位置付け

審査会は、法第 35 条第 1 項及び金融庁設置法第 6 条第 2 項に基づき、平成 16 年 4 月に金融庁に設置された合議制の行政機関であり、会長及び 9 人以内の委員<sup>3</sup>により構成される（任期 3 年）。委員は非常勤であるが、委員のうち 1 人を常勤とすることができる。

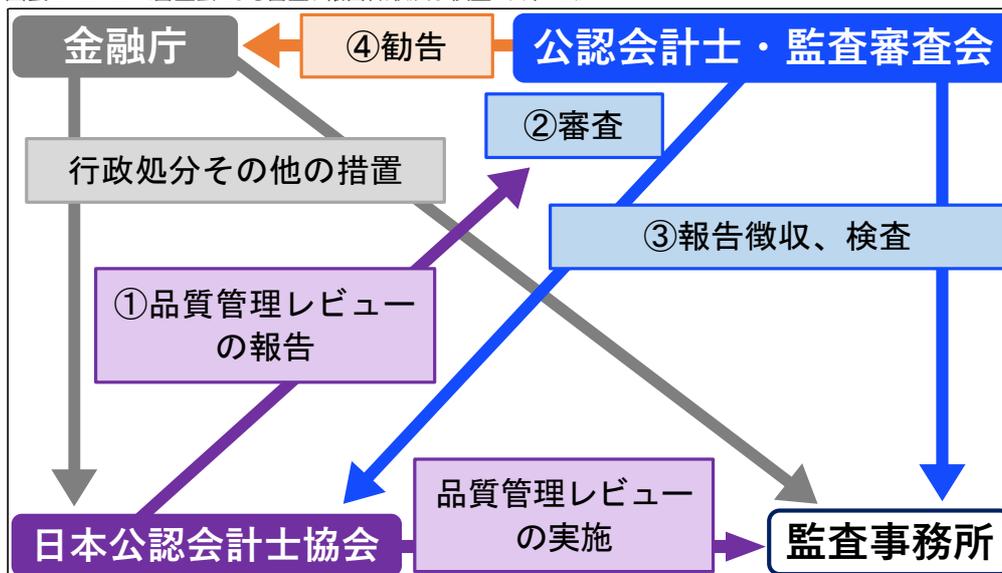
審査会は、協会の品質管理レビューに関する報告の受理・審査や、協会及び監査事務所等に対する報告徴収及び検査を行う。検査等の結果、必要と認める場合には、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を求める勧告を行う。

#### (2) 審査会による審査、報告徴収及び検査の概要

図表Ⅱ-1-1 は、審査会による審査、報告徴収及び検査と、協会の品質管理レビュー、金融庁による行政処分等の関係を示している。

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け（①）、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し（②）、必要があると認める場合には、協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施している（③）。検査等の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する（④）。

図表Ⅱ-1-1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



<sup>3</sup> 公認会計士に関する事項について理解及び識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命される。

### (3) 協会による品質管理レビューの報告

協会は、法第 43 条に基づき設立された、日本における公認会計士の団体である。協会は、会員たる公認会計士及び監査法人の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督並びに公認会計士及び特定社員の登録並びに上場会社等監査人名簿への登録に関する事務を行っている。

品質管理レビューとは、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、協会において運用されている制度である。具体的には、監査事務所が行う監査業務の運営の状況を協会が調査し、その結果を監査事務所に報告し、必要に応じて改善勧告や改善状況の確認を行うものである<sup>4</sup>。

品質管理レビューは、平成 11 年度に協会が自主規制として運用を開始したものであるが、平成 15 年の法改正により、協会が監査事務所の監査又は証明の業務の運営状況を調査すること及びその調査結果を審査会に報告することが義務化された。

協会は、審査会に対して、定期的な報告として月次報告書及び年次報告書を提出しているほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行っている。具体的な報告内容としては、以下のようなものがある。

- ・ レビューの実実施計画
- ・ レビューにおいて発見された不備の内容やそれに係る監査事務所の見解
- ・ レビュー結果に基づき協会が監査事務所に交付した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」
- ・ レビュー結果に基づく措置（注意、嚴重注意及び監査業務の辞退勧告）の内容
- ・ 監査事務所が作成し協会に提出した「改善計画書」

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況について、その整備状況の評価に加え、その運用状況をサンプル調査の方法によって確かめている。具体的には、監査事務所の定めた品質管理のシステム（個別業務における品質管理の手続を含む、監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）が品質管理の基準<sup>5</sup>に適合して適切かつ十分に整備されているか、その品質管理のシステムが有効に運用されているかという観点から確認を行っている。

なお、国際的な品質管理基準の改訂を踏まえ、国内の品質管理基準及び品質管理基準報告書等が改正された。これにより、今後、協会は、監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの認識及び評価並びに品質リスクへの対処といった監査事務所が行うリスク評価システムを含む監査の品質管理のシステムの整備及び運用状況を確認することとなった。

また、品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として実施する通常レビューと、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として

<sup>4</sup> 品質管理レビューの詳細は、協会ウェブサイト及び品質管理委員会年次報告書が参考となる。

<sup>5</sup> 公認会計士法等の諸法令、監査基準、監査における不正リスク対応基準、監査に関する品質管理基準及び協会の会則・規則等の中の監査の品質管理に係る規定を指す。

実施する特別レビューとがある。

なお、令和4年5月の公認会計士法改正により、法律上の登録制としての「上場会社等監査人登録制度」が導入された（令和5年4月施行）。これにより、協会は、品質管理レビューにおいて、登録上場会社等監査人等について、「適格性の確認」を行うこととなった（登録申請者に対しては、「適格性の確認」を行うために、品質管理レビューの一つとして「登録の審査のためのレビュー」を新たに設けた。）。また、協会は、品質管理レビューの実施過程において、登録上場会社等監査人が公認会計士法施行規則に定めのある体制整備の義務を果たしているかを確認する。同施行規則が定める業務の品質の管理の状況等の評価結果等を公表する体制等に関して、公表がなされていない場合や公表されている事項が実態と著しく乖離しているような場合には、協会は登録の取消を検討する。品質管理レビューの結果、監査事務所の品質管理システムに極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、辞退勧告措置が講じられた場合、登録の取消の審査の対象になる。

協会は、品質管理レビューの体制の強化として、今後3か年において、レビューアーの増員を計画するとともに、人材育成プログラム等を通じて、監査事務所の情報開示体制を含む業務管理体制の確認に必要なレビューアーの資質の向上、知識の研鑽を図り、レビューアーのキャリアプランを策定して人材の確保・育成に努めるとしている。

令和4年度においては、レビューアーの総人数は37人（令和4年8月1日時点）となり、92の監査事務所に対して通常レビューを実施している。

## （４）審査

### ① 概要

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。具体的には、品質管理レビューの実施内容や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果や監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、検査及び報告徴収の必要性等を検討しているほか、品質管理レビューの実効性等に関して協会との意見交換等を実施している。なお、審査においては、金融庁関係部局等の関係機関から得た情報も活用している。

### ② 実施状況及び審査結果

令和4事務年度においては、協会が令和4年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した。審査結果の概要は以下のとおりである。

#### ア 令和4年度品質管理レビューの状況

令和4年度品質管理レビューの実施状況及び結論の状況は以下のとおりである。品質管理レビュー実施先92事務所のうち、令和5年6月30日までに協会で品質管理レビューの結果が承認された90事務所の状況は、重要な不備事項のない実施結果84事務所、重

要な不備事項のある実施結果 1 事務所、極めて重要な不備事項のある実施結果 4 事務所、実施結果の不表明 1 事務所であった。（図表Ⅱ-1-2）。

図表Ⅱ-1-2 <令和4年度品質管理レビューの状況（単位：事務所数）>

区分	実施先	実施結果の状況				改善勧告事項の有無	
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	実施結果の不表明	有	無
監査法人	59	57	1	0	1	59	0
共同事務所	3	3	0	0	0	3	0
個人事務所	28	24	0	4	0	28	0
合計	90	84	1	4	1	90	0

（注1）重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注2）極めて重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注3）重要な不備事項のない実施結果が表明された場合であっても、改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては、改善勧告事項が通知される。

（注4）レビュー実施先92事務所のうち、2事務所については令和5年6月30日時点でレビューの実施結果が未確定であることから、実施結果の状況及び改善勧告事項の有無には含まれていない。

（資料）協会資料より審査会作成

## イ 令和4年度品質管理レビューに対する審査

審査においては、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているかに関して以下の検証及び分析を行った。

- ・ 令和4年度の品質管理レビューの方針、改善に向けた取組の確認及び各レビュー業務におけるその実施状況の検証
- ・ 監査事務所に対する品質管理レビューの結果として、重要な不備事項又は極めて重要な不備事項の有無、品質管理レビューにおいて指摘している不備の項目・内容等の分析
- ・ 品質管理レビューにおいて指摘している不備の内容や改善指導の状況を分析し、協会が監査事務所に対して有効な改善を促しているかの検証

上記の審査の結果、令和4年度品質管理レビューの実施においては、

- ・ 個別監査業務の指摘を安易に文書化（監査調書の記載不備）の問題とせず、不備の実態を踏まえて指摘するよう、レビュー手続書の改訂やレビューアーへの研修等の取組を行っており、その結果、文書化の指摘件数比率の減少傾向が続いていること
- ・ リスク・アプローチを強化するため、
  - ① 監査事務所における業務管理体制の理解
  - ② 監査事務所に対する過去の品質管理レビューの結果及びレビュー対象とする個別監査業務の選定段階におけるリスク評価を考慮してレビュー計画を立案し、レビュー開始後も、状況の変化等に応じて弾力的に期間の延長やレビューアーの増員を行う対応（以下「弾力的なレビュー」という。）

を実施した。その結果、個別監査業務の指摘は増加したが、例えば、品質管理体制な

ど、一部成果が確認できない項目もあった。

協会は、令和4年度も監査事務所における業務管理体制の理解をより一層深めていくとともに、弾力的なレビューの実施に努めるとしており、審査会としては、引き続き、品質管理レビューの実効性について確認していく。

なお、品質管理レビューでの指摘項目としては、会計上の見積りの監査に関する指摘が前年度に比して増加していることが特徴として挙げられる。

## (5) 報告徴収

### ① 概要

審査会は、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施することができる。審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用して監査事務所の最新情報を収集し、監査事務所が直面している課題等を常に把握する必要がある。このような考え方や、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢（以下「業務管理態勢等」という。）の構築を促す観点から、監査事務所の規模や特性、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、監査事務所における業務管理態勢等の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、以下のとおり、報告徴収を実施している。

#### ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率性に資するため、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を報告徴収により定期的に把握し分析している。特に、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下での業務管理態勢等の整備・運用状況（デジタル技術を活用した監査手法の開発などの業務の効率化に向けた取組、人材育成や人員確保に係る取組を含む。）について情報収集を行っており、また、サイバーセキュリティ対策についても把握している。

さらに、報告徴収により得た情報については、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用している。

なお、大手監査法人に対しては、通常検査の次事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査（詳細については（6）②アを参照）を実施しているが、フォローアップ検査に代えて、報告徴収の実施により、改善に向けた取組を確認する場合がある。

#### イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、品質管理レビューでの指摘事項に関する改善の取組、業務管理態勢や品質管理態勢の状況などについて、情報を収集し分析を行っている。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いため、監査品質の現状や改善の取組に関するトップの認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施している。

#### ウ 中小規模監査事務所に対する報告徴収（検査結果通知後のフォローアップ）

中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促しており、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善状況をフォローしている。

#### エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価が「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促している（総合評価については、（7）検査結果の通知（44 ページ）を参照のこと）。

### ② 実施状況

#### ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収

令和4事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対して、業務管理態勢等を検証するため、品質管理基準等の改訂等への対応状況、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響等を踏まえた対応状況、監査契約の新規受嘱・解除等に係る経緯等、非財務情報に係る保証業務への取組状況を項目に含めて報告徴収を実施した。また、報告徴収により得られた情報を分析し、効果的・効率的な検査に活用したほか、大手監査法人及び準大手監査法人における業務管理態勢等について法人間の横断的な実態把握を行った。

また、令和4事務年度においては、大手監査法人のうち2法人について、フォローアップ検査に代えて報告徴収を実施し、通常検査での指摘事項に対する改善に向けた取組を確認した。

#### イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

令和4事務年度においては、主に令和3年度の品質管理レビュー実施先からレビュー結果を考慮して選定した55の中小規模監査事務所に対して、品質管理レビューにおける改善勧告事項に係る事項、経営管理態勢等に係る事項（組織・人材、研修体制及び実施状況等）、グローバルネットワークに係る事項、新型コロナウイルス感染症の影響と対応の状況、監査上の主要な検討事項（KAM）に係る事項、品質管理基準等の改訂等への対応状況、非財務情報に係る保証業務への取組状況等の項目について報告徴収を実施した。

また、報告徴収を実施した中小規模監査事務所のうち、9事務所（報告徴収の結果、業務管理態勢等に懸念があると考えられる事務所等）について、自主的な監査品質の確保・向上を促す観点から、個別に対面又はリモートを活用してヒアリングを実施した。なお、一部の事務所に対しては、深度あるヒアリングを実施するため、検査官も同席して実施した。

ヒアリングにおいては、適切な監査を確保する品質管理の定着を促すべく、審査会の問題意識を伝えつつ、監査事務所におけるレビュー結果への対応状況を含む品質管理システ

ムの整備状況、代表者の経営方針、組織・人材育成、監査制度等の改正への対応状況等について重点的に聴取を行った。

ヒアリングの結果は、今後の審査、検査等における重要な参考情報として活用することとした。

#### ウ 中小規模監査事務所に対する報告徴収（検査結果通知後のフォローアップ）

令和4事務年度においては、審査会が過年度に検査結果を通知した中小規模監査事務所のうち、通知後1年程度を経過した1事務所に対して、検査結果として通知した問題点について、その対応状況を把握するために報告徴収を実施した。

#### エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

令和4事務年度においては、令和2事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価が「妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」とした3事務所について、引き続き改善状況の報告を受けたほか、令和4事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関して同様の総合評価とした2事務所に対して、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、改善計画を含む改善の実施状況についての報告を受けた。

これらの監査事務所には、

- ・ 監査実施態勢が十分でなく、特定の上場国内会社の監査に多数の不備が認められるもの
- ・ 監査事務所としての一体的な組織運営がなされておらず、組織的な業務管理態勢の整備・運営が十分でないもの
- ・ 監査業務の品質を重視する組織風土が醸成されておらず、品質管理のシステムの整備・運用が十分でないもの
- ・ 監査品質の改善に向けたリーダーシップが発揮されておらず、監査品質の維持・向上に向けた意識が法人全体で希薄なものとなっているもの
- ・ 法人の業務運営に係る意思決定を一部の社員間で協議すれば足りると考え、他の社員等からの意見具申や提言が積極的に行われる組織風土を十分に醸成していないもの

が含まれている。

## （6）検査

### ① 概要

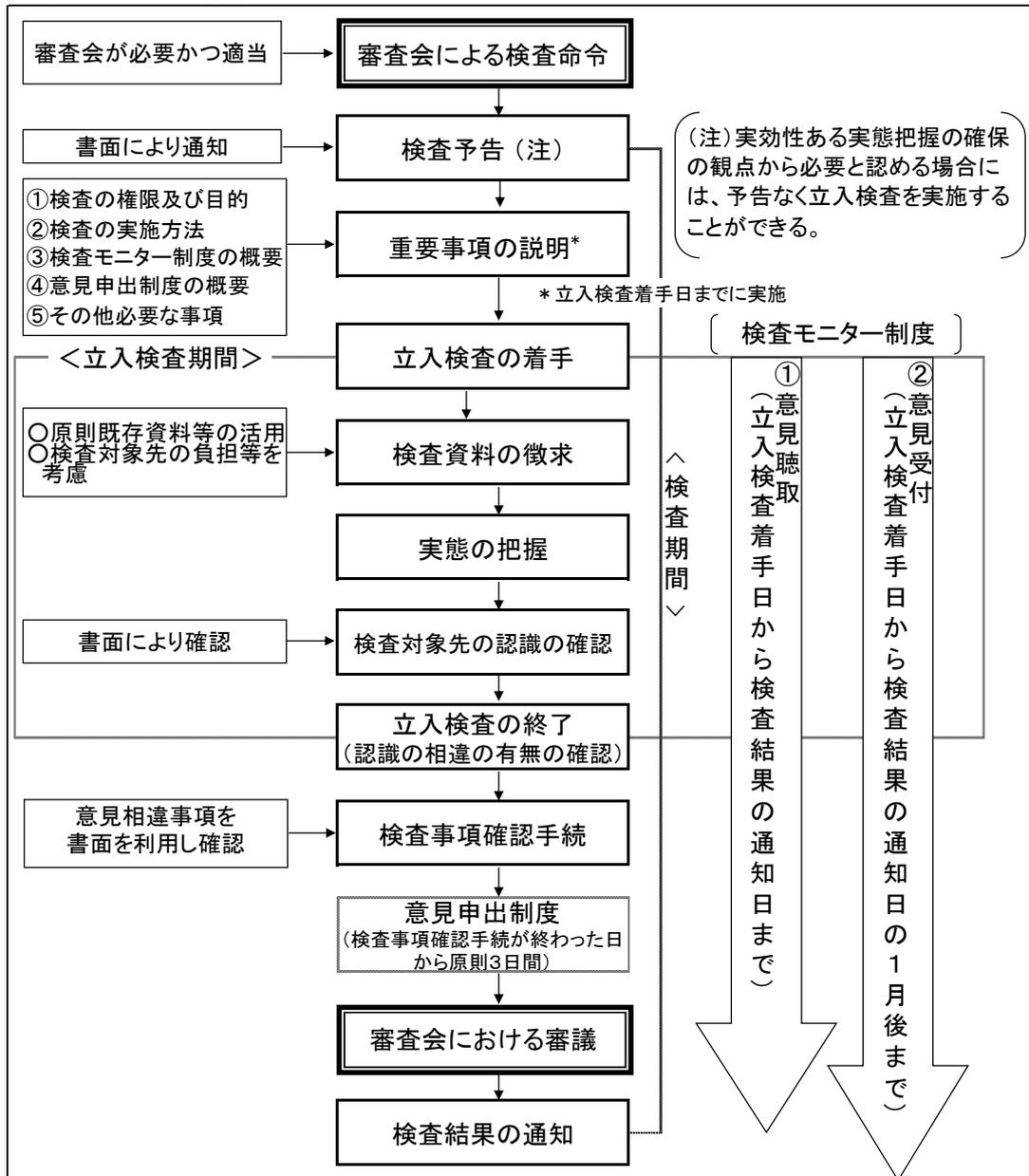
審査会は、前述（4）及び（5）の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う（法第49条の3第2項）。また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う（法第46条の12第1項）。

審査会検査の基本事項、検査実施手続等及び検査結果等の取扱い等については、「公

認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」(最終改正：令和4年4月)に定められている。

同基本指針に基づく、監査事務所に対する検査の標準的なフローは以下のとおりである(図表Ⅱ-1-3)。

図表Ⅱ-1-3 <検査の標準的なフロー>



標準的なフローにおける主なものの説明は以下のとおりである。

ア 審査会による検査命令

審査会が、検査の実施を検査官に命令する。

イ 重要事項の説明

検査官は、立入検査着手日までに、監査事務所の責任者に対して、検査の権限と目

的、検査の実施方法、検査モニター制度や意見申出制度の概要、その他必要な事項の説明を行う。

#### ウ 立入検査

原則として検査官が監査事務所に赴き、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査する。検査対象となる個別監査業務は、監査事務所の規模、モニタリング基本計画の重点項目や被監査会社のリスクの程度等を考慮して選定される。

検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリング等を通じて行い、法令、監査の基準や監査事務所が定める品質管理に関する方針と手続などを踏まえて、業務の運営の状況を検証する。

また、検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者から確認を得る。

#### エ 検査事項確認手続

立入検査終了後、検査において認められた問題点等を取りまとめた上で、監査事務所に伝達し、これに対する監査事務所の認識を聴取することにより、審査会と監査事務所との間で意見相違となっている事項の有無などを確認する。

#### オ 意見申出制度

意見相違事項がある場合、監査事務所は、検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算して3日（祝休日を除く。）の間に、審査会事務局長宛てに書面にて意見の申出を行うことができる。また、監査事務所から提出期間延長の要請があれば、審査会は、更に2日間を限度として提出期間を延長することを検討する。

意見の申出があった場合には、審査会事務局総務試験課長又は総務試験課長が指名する者（以下「総務試験課長等」という。）は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、審査会に付議する。

審査会で承認された審理結果は、総務試験課長等から監査事務所に伝達される。

#### カ 検査モニター制度

審査会検査の実態を把握し、適切かつ効率的な検査の実施に役立てるため、監査事務所から検査官の検査手法等に関する意見を受け付けている。

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、総務試験課長等は、必要に応じて検査官に指示するなどの措置をとる。

### ② 実施状況

#### ア 最近の実施状況

監査事務所の規模により検査の実施頻度は異なる。

大手監査法人については、2年に一度検査（通常検査）を実施しており、平成28事務年度からは、通常検査の次事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査

を実施している。なお、フォローアップ検査については、検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。

準大手監査法人については、原則として3年に一度検査を実施している。

中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

直近5年間の検査の実施状況は以下のとおり（図表Ⅱ-1-4、Ⅱ-1-5）。

図表Ⅱ-1-4 <直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	H30 (注1)	R元 (注1)	R2 (注1)	R3 (注1)	R4 (注1)
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	2
準大手監査法人	1	2	2	1	2
中小規模監査事務所	5 (1)	3	4	4	5
外国監査法人等 (注2)	0	1	0	0	1
合計	10 (3)	10 (2)	10 (2)	9 (2)	10

(注1) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

(注2) 外国監査法人等については、2. 外国監査法人等関係（48ページ）を参照のこと。

(資料) 審査会検査結果より審査会作成

図表Ⅱ-1-5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
検査件数 (件)	10	6	11
平均検査官数 (人)	9.1	7.8	6.2
平均検査期間 (日)	209.2	144.0	136.9
平均個別監査業務選定数 (社)	6.2	5.0	3.3

(注1) 平成30事務年度から令和4事務年度の5年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に報告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

(注2) 検査期間とは、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）から検査結果通知日までの間（暦日ベース）をいう。

(資料) 審査会検査結果より審査会作成

## イ 不備の状況

### (ア) 品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴

令和2事務年度以降の審査会検査の結果は以下のとおりである。

大手監査法人においては、品質管理の主体を本部の品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と事業部との十分な連携、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっている（大手監査法人の組織については、Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢 (1) 監査法人の組織体制（55ページ）を参照のこと）。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきているも

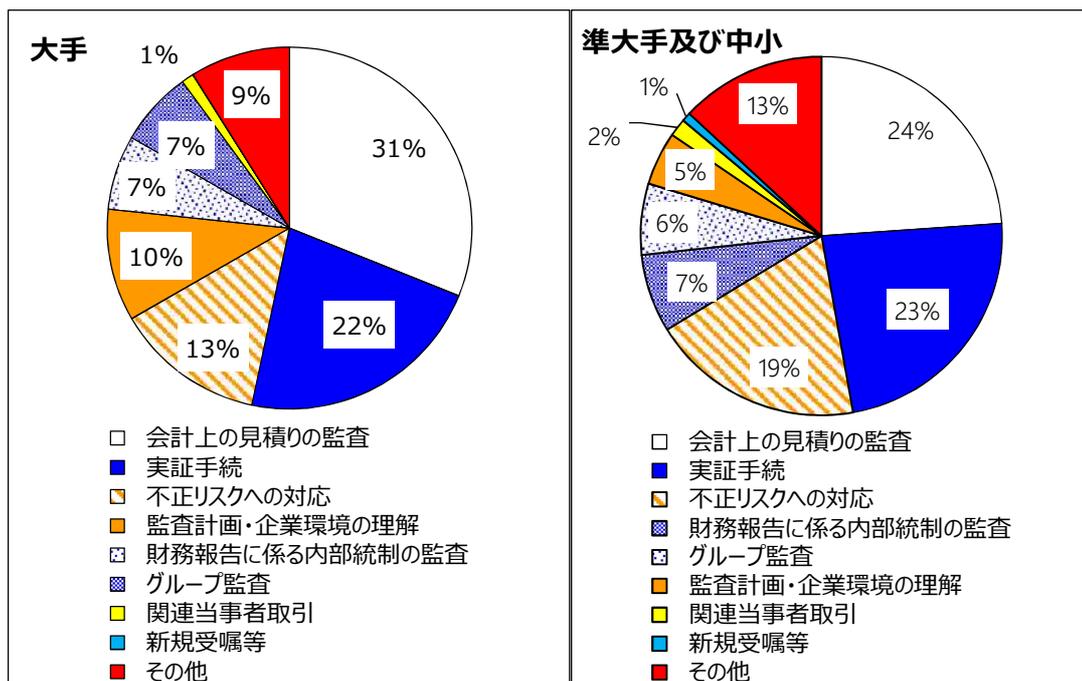
の、業容が拡大する中、本部組織の機能強化や品質管理に係る施策の監査現場への浸透状況及び実効性の検証等が課題となっている。また、トップを含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や品質管理部門との連携の必要性についての認識に不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所においては、現行の監査基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況や、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同様の不備の発生を防止するために必要となる原因分析の深度と方法を十分に理解していない状況がみられる。また、一部の監査事務所には、リスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

(イ) 個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴

令和2事務年度から令和4事務年度の個別監査業務の検証を通じて把握した不備の内容は、監基報の体系に準じた項目で分類すると以下のとおりである（図表Ⅱ-1-6）。

図表Ⅱ-1-6 <令和2事務年度から令和4事務年度 不備の状況>



(注) 大手監査法人7法人（延べ数）、準大手監査法人4法人（延べ数）、中小規模監査事務所13事務所の指摘の分類による。

(資料) 審査会検査結果より審査会作成

監査事務所の規模にかかわらず、会計上の見積りの監査に係る不備が最も多い。次いで、実証手続（分析の実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し取引種類、勘定残高及び注記事項に関して実施する監査手続）の不備が多いほか、不正リスクへの対応に係る不備も引き続きみられる。審査会では、これらの不備の検証に焦点を当てて検査を実施している。

検査では、把握した不備の原因についても、検査対象先である監査事務所との対話を通じて分析、共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査において把握した不備の事例やその原因は、監査事務所検査結果事例集に詳述しているので、参照されたい。

## (7) 検査結果の通知

### ① 検査結果通知書

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することにより行われる。

検査結果通知書の主な記載項目は図表Ⅱ－１－７のとおりである<sup>6</sup>。

図表Ⅱ-1-7 <検査結果通知書の記載項目>

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 特に留意すべき事項</li><li>2. 検査の視点</li><li>3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況</li><li>4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況</li></ol> |
|---|

### ② 「特に留意すべき事項」の記載

検査結果通知書の記載項目のうち、「特に留意すべき事項」については、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の3項目で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。

監査事務所の業務運営に関する総合評価は、検査結果通知書では図表Ⅱ－１－８のとおり、「特に留意すべき事項」の冒頭に記載される。

図表Ⅱ-1-8 <特に留意すべき事項の例>

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 特に留意すべき事項<br/>貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、……認められる。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 業務管理態勢<br/>……（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）</li><li>(2) 品質管理態勢<br/>……（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）</li><li>(3) 個別監査業務<br/>……（監査業務上の不備事項等を記載）</li></ol></li></ol> |
|---|

総合評価は、監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準について

<sup>6</sup> 機動的検査や大手監査法人等に対するフォローアップ検査の場合は総合評価を付していないため、記載項目が異なる。

適切に理解できるようにすることを目的として、平成 28 事務年度に着手した検査から記載しているものである。

### ③ 総合評価の区分

総合評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、次の 5 段階に区分し、それぞれの区分ごとに次の評価文言を付している。

「良好であると認められる（総合評価：1）」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」

業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

なお、「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促している（詳細は（5）報告徴収（37 ページ）を参照のこと）。また、「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」と評価した監査事務所については金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う。

### ④ 総合評価の分布状況

平成 28 事務年度から令和 4 事務年度までの間に着手し終了した通常検査における総合評価の分布状況は以下のとおりである（図表Ⅱ-1-9）。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる（総合評価：1）」に該当する監査事務所はなく、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」以下の区分に分布している。

中小規模監査事務所においては、大手監査法人や準大手監査法人と比べて総合評価

の低い監査事務所が多いが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定しているためである。

総合評価の低い中小規模監査事務所においては、法人トップの品質管理に対する意識が十分でない状況がみられるほか、社員及び職員において、会計・監査をめぐる最近の環境変化の認識や現行の監査基準が求める水準の理解が不足している状況がみられている。

図表Ⅱ-1-9 <平成 28～令和 4 事務年度検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	—	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	—	4	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	—	1	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	—	—	10

（注 1）平成 28 事務年度から令和 4 事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所

（注 2）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

#### ⑤ 「特に留意すべき事項」の被監査会社の監査役等への伝達等

監査事務所は、全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」及び監査事務所の対応状況を伝達することが求められている<sup>7</sup>。

これに加えて、検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況についても伝達することが求められている。

審査会としても、検査結果を的確に伝達する観点から、平成 28 事務年度に着手した検査から、「特に留意すべき事項」については、内容をそのまま被監査会社の監査役等へ伝達するよう、監査事務所に要請している。

さらに、被監査会社の監査役等が、検査結果について他の監査事務所と比較し、監査事務所の業務運営水準を理解することに資するという観点から、平成 30 年版モニタリングレポートから、上記④の総合評価の分布状況を公表している。

#### ⑥ 検査結果等の取扱いについて

<sup>7</sup> 監基報において、監査事務所は、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に対して書面で伝達しなければならない旨が定められている（監基報 260 第 16 項、A31-2 項）。

被検査先である監査事務所は、検査結果通知書の内容を第三者へ開示<sup>8</sup>する場合には、審査会の事前承諾を得る必要があり、被監査会社の取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役（社外を含む。）や、潜在的な被監査会社（会計監査人の選任を検討している会社等）からの要請に基づき、監査事務所から審査会に対して検査結果等の開示の事前承諾を求める例が多くみられている。

ただし、上記⑤の被監査会社の監査役等に検査結果を伝達する場合及び協会の品質管理委員会運営細則に定める検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合には、事前承諾を要しないこととしている。

これは、被監査会社の監査役等が検査結果を活用し、監査事務所とのコミュニケーションが促進されることや、協会の品質管理レビューの実効性に資することなどを考慮しているものである。

被監査会社の監査役等だけでなく、被監査会社の取締役等や潜在的な被監査会社においても、会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認する観点から、審査会の検査結果等を活用することが期待される。

---

<sup>8</sup> 検査結果等の第三者への開示の詳細については、審査会ウェブサイトに掲載している。

## 2. 外国監査法人等関係

### (1) 外国監査法人等の制度

上場国内会社等が金商法の規定により提出する財務諸表には、原則として、我が国の公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないが、当該会社等が外国会社である場合、提出する財務諸表は当該会社等の属する国の公認会計士等による監査証明を受けることが一般的である。このため、外国会社に対しては、我が国の公認会計士等に相当する者により金商法の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合、例外として、金商法上の監査証明を受ける必要をなくし、監査証明を二重に受けることがないよう手当されている。

このような手当の一方、我が国の資本市場の健全性を確保するために、平成19年の法改正において、金商法による開示対象になる外国会社等の財務諸表監査を行う外国の公認会計士等に対して、金融庁長官への届出を求めている。

上記の届出を行った者を外国監査法人等とし（法第1条の3第7項、第34条の35第1項）、金融庁及び審査会の検査・監督の対象としている。

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月公表）に基づき、原則として3年に一度、外国監査法人等に対する報告徴収を実施しており、直近では令和3事務年度に14か国・地域、35の外国監査法人等に対して報告徴収を行った。また、当該報告徴収により提供された情報の分析結果を踏まえ、外国監査法人等に対する検査（1法人）を令和4事務年度に実施した。

### (2) 外国監査法人等の状況

外国監査法人等の届出状況を見ると、その所在地は、欧州が最も多く、次いでアジア・大洋州となっている（図表Ⅱ-2-1）。

国・地域別では、フランス8法人、ケイマン諸島7法人、米国、アイルランド及び香港6法人の順で多い。なお、外国監査法人等の届出状況については、金融庁ウェブサイトにおいて「外国監査法人等届出一覧」として随時更新・公表されている。

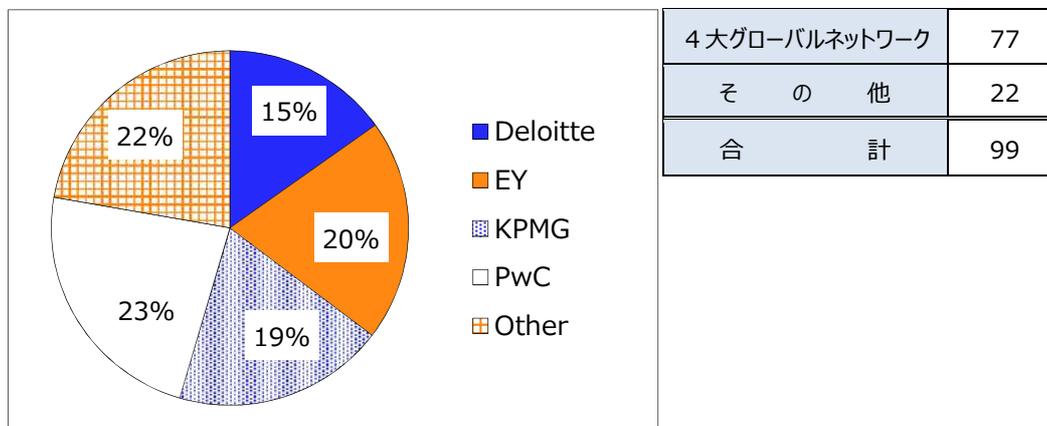
図表Ⅱ-2-1 <外国監査法人等の状況（令和5年3月末）>

	国・地域数	外国監査法人等数
欧州	16	58
アジア・大洋州	10	29
北米	2	10
中南米	1	1
中東	1	1
合計	30	99

（資料）金融庁ウェブサイトより審査会作成

外国監査法人等のうち、4大グローバルネットワークに加盟している外国監査法人等が約8割を占めている（図表Ⅱ-2-2）。

図表Ⅱ-2-2 <グローバルネットワークの加盟状況（令和5年3月末）（右表の単位：法人）>



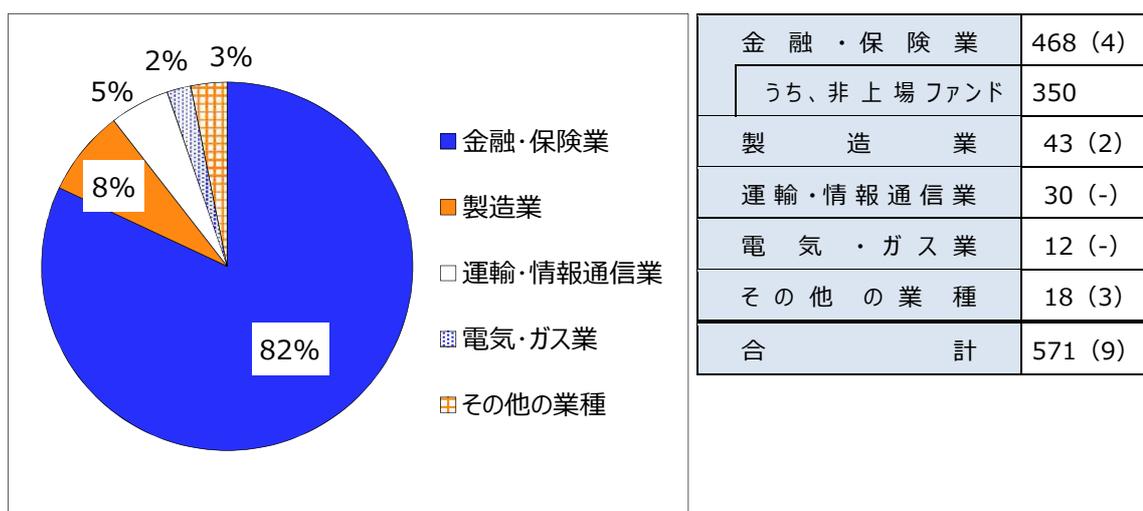
（注）金融庁に届出のある外国監査法人のうち監査法人名に4大グローバルネットワーク名が含まれている先を集計

### （3）被監査会社の状況

金商法の開示規制の対象となる外国会社等の有価証券は、我が国に上場している会社が発行する株券のほか、外国会社の発行する社債券や、外国投資信託受益証券及び外国投資証券が含まれている。現在開示されている外国会社等のうち、その多くが非上場ファンド（外国投資信託受益証券及び外国投資証券）である。

外国会社等の業種は、「金融・保険業」が82%を占めており、「金融・保険業」の約75%が非上場ファンドである（図表Ⅱ-2-3）。

図表Ⅱ-2-3 <外国監査法人等の被監査会社の業種（令和5年3月末）（右表の単位：社）>



（注）括弧の数字は我が国に上場している会社数（ファンドを含む。）

（資料）金融庁ウェブサイトより審査会作成

### 3. 審査会のモニタリングの視点及び目的等（基本方針及び基本計画）

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

このような審査会の取組に当たっては、各期（3 年間）に策定する「監査事務所等モニタリング基本方針」及び同基本方針を踏まえて毎事務年度に策定する「監査事務所等モニタリング基本計画」により、モニタリングにおける目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を明らかにしている。

#### （1）監査事務所等モニタリング基本方針

審査会第 7 期（令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月）の「監査事務所等モニタリング基本方針」の全文は審査会のウェブサイトに掲載しているが、以下では本基本方針の主なポイントを示す。

[本基本方針の主なポイント]

第 7 期審査会は、社会全体のデジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、ウクライナ情勢等の国際情勢の変化など、監査事務所をめぐる環境が急速に変化する中、当該環境変化を踏まえた効果的・効率的なモニタリングの実施を通じて、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促すとともに、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保に努める。特に、モニタリングの実施においては、以下の点を重視する。

- 品質管理システムの円滑な導入に向けた監査事務所における準備・対応状況の確認・検証

「監査に関する品質管理基準」が改訂され、監査事務所においては、

- ① 品質目標を設定し、
- ② 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④ 不備があれば根本原因に基づき改善する

という、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入が求められることになる（※）。

第 7 期のモニタリングでは、当該システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況や、導入後における整備・運用状況を重視する。

（※）改訂品質管理基準は、令和 5 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和 6 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度又は会計期間）に係る財務諸表の監査から実施。

- 上場会社の監査を行う監査事務所に対する監査品質の確保・向上

上場会社の監査においては、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への交代の動きが継続しており、準大手監査法人・中小規模監査事務所の上場会社監査

の担い手としての役割が増大している。

このため、第7期においては、特に監査品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努める。

## (2) 令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

令和5事務年度（令和5年7月～令和6年6月）の「監査事務所等モニタリング基本計画」の全文は審査会のウェブサイトに掲載しているが、以下ではモニタリングの重点事項等を中心に示す。

### [モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）]

#### ① 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、これまでも、意見交換等を通じて、監査の品質の確保・向上に向けた対応等を協会に促してきているが、今後、品質管理レビューが登録上場会社等監査人の適格性の確認手段として更に重要な役割を担っていくことに鑑み、協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていく。

#### ② 報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。

中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果や上場被監査会社に係る監査上のリスク等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

報告徴収の実施に当たっては、改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況（大規模監査法人）又は改訂品質管理基準等への対応状況（大規模監査法人以外）、改正倫理規則の遵守状況、公認会計士資格に係る誤記載の発生防止に向けた施策の導入・実施状況等を重点項目とする。

#### ③ 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて、各監査法人における最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、問題認識の共有を図る。また、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所との対話についても引き続き実施する。

### [検査基本計画]

検査については、監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメントや、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスクや収益認識、会計上の見積りに係る監査の実施状況等を全ての監査事務所に対する共通重点項目とした上で、以下のとおり実施する。

### ① 大手監査法人

大手監査法人については、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施。）。フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、個別監査業務に対する検証は原則行わず、主として、通常検査での指摘事項に対する改善施策の運用状況等について検証する（検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。）。

大手監査法人に対する検査においては、特に、品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況や、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況などに着眼して検証する。

### ② 準大手監査法人

準大手監査法人については、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、原則として3年に一度の頻度で実施していた検査を原則として2年に一度の頻度で実施する。

準大手監査法人に対する検査においては、特に、トップを含む経営層による監査の品質を重視する組織風土の醸成に向けた取組の状況や、品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況、品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況に着眼して検証する。

### ③ 中小規模監査事務所

中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢や上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。なお、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることのほか、改正公認会計士法において上場会社等監査人登録制度が導入されたことに鑑み、今事務年度においても、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

中小規模監査事務所に対する検査においては、特に、法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組のほか、社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識、監査調書の管理（監査調書の不適切な修正等の防止を含む。）の状況などに着眼して検証する。